

◎新潟県告示第554号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 胎内都市計画汚物処理場

名称 1号 下越清掃センター組合汚泥再生処理センター

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課